

京都市訓令甲第 14 号
庁 中 一 般
区 役 所
事 業 所

京都市職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

令和2年9月30日

京都市長 門 川 大 作

別表保健福祉局の款医療衛生推進室の項医療衛生企画課の目中

「

齋場に勤務する職員	午前8時30分から午後5時15分まで	一般職員に同じ	4週間を通じて8日及び1月1日
-----------	--------------------	---------	-----------------

を

」

「

齋場に勤務する職員	午前8時30分から午後5時15分まで	一般職員に同じ	4週間を通じて8日及び1月1日
感染症に関する業務に従事する職員	交替に 午前8時45分から午後5時30分まで 午後1時15分から午後10時まで	一般職員に同じ	日曜日、4週間を通じて4日、祝日法による休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。ただし、医療衛生企画課の

に改める。

		職員に兼職 されて感染 症に関する 業務に従事 する職員に あつては、 一般職員に 同じ。
--	--	--

」

附 則

この訓令は、令和2年10月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)